

2023 濃計発第 62 号

2023 年 12 月 12 日

原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

使用前確認申請内容の変更について

2022 年 10 月 17 日付け 2022 濃計発第 47 号および 2023 年 3 月 31 日付け 2022 濃計発第 113 号をもって申請した使用前確認申請書について記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の五第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 変更の内容

- (1) 2022年10月17日付け2022濃計発第47号および2023年3月31日付け2022濃計発第113号をもって申請した申請書記載事項の「五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。変更箇所を下線で示す。

① 構造、強度及び漏えいに係る検査

(変更前)

工事の工程

期日 自 2023年3月

至 2024年1月

場所 濃縮・埋設事業所

(変更後)

工事の工程

期日 自 2023年3月

至 2024年2月

場所 濃縮・埋設事業所

② 機能及び性能に係る検査

(変更前)

工事の工程

期日 自 2024年1月

至 2024年1月

場所 濃縮・埋設事業所

(変更後)

工事の工程

期日 自 2024年2月

至 2024年2月

場所 濃縮・埋設事業所

③ 基本設計方針に係る検査

(変更前)

工事の工程

期日 自 2024年1月

至 2024年1月

場所 濃縮・埋設事業所

(変更後)

工事の工程

期日 自 2024年2月

至 2024年2月

場所 濃縮・埋設事業所

④ 品質マネジメントシステムに係る検査

(変更前)

工事の工程

期日 自 2022年10月

至 2024年1月

場所 濃縮・埋設事業所

(変更後)

工事の工程

期日 自 2023年10月

至 2024年2月

場所 濃縮・埋設事業所

(2) 2022年10月17日付け2022濃計発第47号および2023年3月31日付け2022濃計発第113号をもって申請した申請書記載事項の「添付資料-1：工事の工程に関する説明書」について、以下のとおり変更する。変更前を添付1に、変更後を添付2に示す。

① 検査項目区分の変更

- ・ 通し番号1～12の全てについて、「状態確認検査（運用）」を「基本設計方針に係る検査」に変更する。
- ・ 通し番号6、7、8の防火壁、防火扉、防火シャッタについて、建物の構築物であることから、「据付・外観検査」を「構造検査」に変更する。

② 検査対象機器の変更

- ・ 通し番号13～18の基本設計方針機器について、検査対象から除外する。

③ 検査時期の変更

- ・ 工事進捗状況により、検査時期を変更する。

④ その他

- ・ 通し番号 12 の B ウラン濃縮廃棄物建屋について、工事種別毎に検査項目を羅列する記載とする。
- ・ 検査実績を追加する。

- (3) 2022 年 10 月 17 日付け 2022 濃計発第 47 号および 2023 年 3 月 31 日付け 2022 濃計発第 113 号をもって申請した申請書記載事項の「添付資料-3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書」について、非常用設備、通信連絡設備の保全重要度および耐震重要度分類を明確にする。変更前を添付 3 に、変更後を添付 4 に示す。

2. 変更の理由

工事進捗状況の反映、検査時期および検査項目の適正化のため、「工事の工程に関する説明書」および「施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書」について変更した。

以上



工事の工程に関する説明書

認可番号等 : 令和4年6月14日 原規規発第2206149号 (Bウラン濃縮廃棄物建屋増設)

施設区分	設備区分	通し番号	設工認番号	名称	数量	変更区分	検査項目	2022年度						2023年度						備考		
								9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月
基本設計方針		13	-	200Lドラム缶	-	新設	状態確認検査(運用)															
							基本設計方針に係る検査															
		14	-	安全避難通路	-	新設	状態確認検査(運用)															
							基本設計方針に係る検査															
		15	-	排水設備	-	新設	状態確認検査(運用)															
							基本設計方針に係る検査															
		16	-	難燃性ケーブル	-	新設	状態確認検査(運用)															
							基本設計方針に係る検査															
17	-	管理区域の区分設定	-	-	-	状態確認検査(運用)																
18	-	管理区域の線量当量率等の管理区域入口への表示	-	-	-	状態確認検査(運用)																
施設全体(共通)							品質マネジメントシステムに係る検査														★	

- : 現地工事期間
- : 構造、強度及び漏えいに係る検査
- : 機能及び性能に係る検査
- ☆ : 基本設計方針に係る検査
- ★ : 品質マネジメントシステムに係る検査(プロセスの進捗に応じて実施)



## 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における施設管理の重要度について、「加工施設 施設管理要領」(E51605-001)に基づく「ウラン濃縮工場 施設管理細則」(F51605-007)に従い、保全対象機器に対し、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮し、下表に示す保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定し管理を行う。

保全重要度	設定の考え方
A	重大事故に至るおそれがある事故等の発生防止、拡大防止、影響緩和に係る機能要求があり、機能喪失時の影響が大きく、最大限の予防保全を実施する機器 <sup>1</sup>
B	保全重要度Aに該当する機器以外で事業変更許可申請書、設工認申請書の本文、仕様表、系統図等に記載されている一般産業機器以上の機器 <sup>2</sup>
C	一般産業機器と同等の機器、他法令等に要求されている機器 <sup>3</sup>
D	保全重要度A～Cに該当しない機器

B ウラン濃縮廃棄物建屋増設における申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度Aに該当する機器はない。

別紙-1 に本申請の各機器の保全重要度一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

<sup>1</sup> ただし、以下に該当する機器を除く（以下に該当する機器は、保全重要度を下げる）

i. 冗長系または代替機能を有するため、一つの故障で安全機能の喪失や事故に至ることがなく、影響範囲が当該機器に限定され、他の系統、機器へ波及的影響を及ぼすことがない

例) 重大事故に至るおそれがある事故時に使用する非常用通報設備、通信連絡設備、資機材（サーバイメータ、防護服等）は複数あるため、共通要因故障のないものはAからBへ

ii. 異常（経年劣化）の進行が遅いまたは減肉、制限値等の安全担保要件に対して、設計マージンが十分取られている

iii. 故障、事故に至る前に容易に異常の検知が可能であり、短時間で修復回復または許容可能な範囲の時間内に修復することで安全上支障ないもの

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 同上。なお、事後保全よりも予防保全の方が適切な場合は、保全重要度Cとする。



## 各機器の保全重要度一覧

設工認の認可番号等：令和 4 年 6 月 14 日 原規規発第 2206149 号

(B ウラン濃縮廃棄物建屋増設)

施設区分	設備区分	機種	名称	保全重要度	耐震重要度分類
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備(区画))	建物・構築物(保管・廃棄エリア)	固体廃棄物保管廃棄区画(E ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
			固体廃棄物保管廃棄区画(F ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
その他の加工施設	建物	建物・構築物	B ウラン濃縮廃棄物建屋	B	第 2 類

## 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における施設管理の重要度について、「加工施設 施設管理要領」(E51605-001)に基づく「ウラン濃縮工場 施設管理細則」(F51605-007)に従い、保全対象機器に対し、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮し、下表に示す保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定し管理を行う。

別紙-1 に本申請の各機器の保全重要度一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

保全重要度	設定の考え方
A	重大事故に至るおそれがある事故等の発生防止、拡大防止、影響緩和に係る機能要求があり、機能喪失時の影響が大きく、最大限の予防保全を実施する機器* <sup>1</sup>
B	保全重要度Aに該当する機器以外で事業変更許可申請書、設工認申請書の本文、仕様表、系統図等に記載されている一般産業機器以上の機器* <sup>2</sup>
C	一般産業機器と同等の機器、他法令等に要求されている機器* <sup>3</sup>
D	保全重要度A～Cに該当しない機器

\*1：ただし、以下に該当する機器を除く（以下に該当する機器は、保全重要度を下げる）

- i. 冗長系または代替機能を有するため、一つの故障で安全機能の喪失や事故に至ることがなく、影響範囲が当該機器に限定され、他の系統、機器へ波及的影響を及ぼすことがない  
例) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等（通信連絡設備、サーベイメータ、貯水槽等）は複数あるため、共通要因故障のないものはAからBへ
- ii. 異常（経年劣化）の進行が遅いまたは減肉、制限値等の安全担保要件に対して、設計マージンが十分取られている
- iii. 故障、事故に至る前に容易に異常の検知が可能であり、短時間で修復回復または許容可能な範囲の時間内に修復することで安全上支障がないもの

\*2：同上

\*3：同上。なお、事後保全よりも予防保全の方が適切な場合は、保全重要度Cとする。

## 各機器の保全重要度一覧

設工認の認可番号等：令和 4 年 6 月 14 日 原規規発第 2206149 号

(B ウラン濃縮廃棄物建屋増設)

施設区分	設備区分	機種	名称	保全重要度	耐震重要度分類
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 (廃棄設備 (区画))	建物・構築物(保管・ 廃棄エリア)	固体廃棄物保管廃棄区画 (E ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
			固体廃棄物保管廃棄区画 (F ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
その他の加工施設	非常用設備	—	自動火災報知設備 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			消火器 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			屋外消火栓設備 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			防火壁 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			防火扉 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			防火シャッター (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			誘導灯 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
			非常用照明 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	C	第 3 類
	通信連絡設備 (所内通信 連絡設備)	—	ページング装置 (B ウラン濃縮廃棄物建屋)	B	第 3 類
建物	建物・構築物	B ウラン濃縮廃棄物建屋	B	第 2 類	